

令和元年台風第15号又は第19号等の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

群馬県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ

前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、草津町、高山村、玉村町、千代田町、大泉町、邑楽町（※）、みなかみ町、みどり市、東吾妻町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは 令和2年3月末まで です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。